

習志野市営住宅家賃問題協議会設置要綱

(設 置)

第1条 本市は、市営住宅の現行家賃について協議するため、習志野市営住宅家賃問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 協議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉関係者

(3) 市営住宅入居者

3 会長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任 期)

第3条 委員の任期は2年とする。

(議 事)

第4条 会長は協議会を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開催できない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶 務)

第5条 協議会の庶務は、市営住宅担当課において処理する。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月10日から施行する。